

平成 23 年度  
茨城県包括外部監査報告書

「病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について」

平成 24 年 2 月 27 日

包括外部監査人 小林保弘

I.	外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	監査対象期間	1
4.	特定の事件を選定した理由	1
5.	外部監査の方法	2
(1)	実施した包括外部監査手続の概要	2
(2)	監査要点	2
(3)	主な監査手続	3
6.	外部監査の実施時期	5
7.	外部監査の実施者	5
8.	利害関係	6
II.	外部監査の対象の概要	7
1.	茨城県における医療政策や県立病院経営に関わる組織概要	7
2.	厚生総務課の概要	7
3.	病院局及び経営管理課の概要	8
4.	医療対策課の概要	8
5.	各県立病院の会計単位と組織の関係	9
6.	茨城県立中央病院（総合病院）の概要	10
7.	茨城県立こころの医療センター（精神科病院）の概要	13
8.	茨城県立こども病院（小児病院）の概要	15
9.	茨城県立医療大学附属病院の概要	18
III.	茨城県の医療対策	22
1.	政策医療として改正の主なポイント	22
(1)	患者等への医療に関する情報提供の推進	22
(2)	医療計画制度の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進	22
(3)	地域や診療科による医師不足問題への対応	23
(4)	医療法の看護師配置標準等の見直しと療養病床の再編成	23
2.	救急医療体制等の整備	25
(1)	救急医療	26
(2)	災害時における医療	26
(3)	へき地医療	26
(4)	周産期医療	26
(5)	小児医療	27
(6)	リハビリテーション医療	27
(7)	在宅医療	27

(8) 精神医療対策.....	27
(9) がん診療.....	28
(10) DPCによる定額払い制度と地域連携クリティカルパス.....	28
3. 茨城県総合計画（いきいきいばらき生活大県プラン）の地域医療充実プロジェクト 43	
4. 市町村別医師数と診療科目別医師数.....	55
5. へき地医療計画.....	63
6. 都道府県別頼れる病院ランキング.....	64
7. 平成23年度以降の政策医療.....	64
8. 茨城県立病院改革プランの概要.....	66
(1) 今後の経営目標等.....	67
(2) 再編・ネットワーク化に係る取り組み.....	68
(3) 経営形態見直しに係る検討.....	69
IV. 病院事業の財務状況.....	71
1. 県立中央病院.....	71
(1) 比較財務諸表分析.....	71
(2) 経営指標分析.....	74
2. 県立こころの医療センター.....	79
(1) 比較財務諸表分析.....	79
(2) 経営指標分析.....	82
3. 県立こども病院.....	85
(1) 比較財務諸表分析.....	85
(2) 経営指標分析.....	87
4. 県立医療大学附属病院.....	90
(1) 比較財務諸表分析.....	90
(2) 経営指標分析.....	91
V. 監査結果（総論）.....	96
1. 経営形態の見直し.....	96
1. [1-1]茨城県立医療大学及び附属病院の公立大学法人化の推進について.....	96
(1) 現在までの検討状況.....	96
(2) 医療大学及び附属病院の現在の運営形態.....	97
(3) 平成22年度における医療大学と附属病院の決算及び財政負担.....	97
(4) 決算及び財政負担の可視化の問題.....	99
(5) 財政状態及び経営成績把握の問題.....	99
(6) 公立大学法人の仕組み.....	100
(7) 平成23年4月1日現在における公立大学の公立大学法人化の状況.....	100

1.	[1-2]病院局が所管する県立3病院の経営形態見直しの状況について	103
(1)	地方公営企業法の全部適用に至る経緯	104
(2)	茨城県立病院改革プランにおける経営形態の見直しスケジュール	105
2.	病院局と医療大学及び付属病院の連携	105
3.	緊急被ばく医療体制とその見直しの状況	108
(1)	茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）	108
(2)	緊急被ばく医療体制について	109
(3)	茨城県、原子力事業所、医療関係者間の定期的な協議や情報交換について	109
(4)	緊急被ばく医療機関	110
(5)	原子力発電所の緊急時計画区域改定に伴う緊急被ばく医療機関追加の検討	110
4.	医業未収金の回収不能見込額及び不納欠損処分について	111
5.	一般会計から病院局所管の県立3病院への繰入金について	113
(1)	一般会計繰入金の状況	113
(2)	繰出基準について	115
6.	病院局所管の県立3病院の退職給与引当金について	115
(1)	病院局の退職給与引当金の計上方法について	116
(2)	引当金の計上方法の検討	117
(3)	退職給与引当金の引当不足について	118
(4)	茨城県病院局会計規程について	118
7.	起案文書（決裁文書）の管理について	119
VI.	中央病院における監査結果（各論）	120
1.	病院の現状	120
(1)	中央病院の果たすべき役割	120
(2)	救急医療実績（救急センター・循環器センター）	121
(3)	がん診療	122
2.	診療圏分析及び病院機能分析	124
(1)	概要	124
(2)	診療圏強度分析	128
(3)	生活行動圏分析	131
(4)	地域内競争力分析	133
(5)	地域医療支援病院としての役割	134
(6)	患者満足度調査分析	135
(7)	ご意見箱	136
(8)	病院機能評価	137
(9)	地域完結型医療の推進	138
(10)	笠間市立病院との連携	138

(11) ドクターヘリについて .....	139
(12) ボランティア活動.....	140
3. 管理項目毎の監査結果.....	140
(1) 未収金管理 .....	140
(2) 固定資産管理.....	148
(3) 棚卸資産管理.....	153
(4) 出納管理 .....	158
(5) 人事管理 .....	161
(6) 委託契約管理.....	162
(7) 部門別計算 .....	162
VII. こころの医療センターにおける監査結果（各論） .....	166
1. 病院の現状.....	166
(1) こころの医療センターの果たすべき役割 .....	166
(2) 診療状況 .....	166
(3) 地域連携 .....	167
(4) 患者満足度調査及び病院機能評価 .....	167
(5) ボランティア活動によるイベント等 .....	168
2. 診療圏分析.....	169
3. 一般外来患者を増やす工夫 .....	174
4. 基本理念・基本方針の浸透 .....	175
5. 管理項目毎の監査結果.....	176
(1) 未収金管理 .....	176
(2) 固定資産管理.....	182
(3) 棚卸資産管理.....	186
(4) 出納管理 .....	187
(5) 人事管理 .....	187
(6) 利益管理 .....	188
VIII. こども病院における監査結果（各論） .....	190
1. 病院の現状.....	190
(1) こども病院の果たすべき役割 .....	190
(2) 診療状況 .....	190
(3) こども福祉医療センター及び県立医療大学付属病院等との連携.....	190
(4) 患者満足度調査及び病院機能評価 .....	190
(5) 震災時の診療機能の状況.....	191
(6) ボランティア活動によるイベント等 .....	192
(7) 院内訪問学級・院内保育所 .....	192

2.	診療圏分析.....	193
3.	管理項目毎の監査結果.....	198
(1)	未収金管理.....	198
(2)	固定資産管理.....	204
(3)	棚卸資産管理.....	207
(4)	出納管理.....	208
(5)	委託契約管理.....	209
(6)	個人情報管理.....	210
(7)	利益管理.....	210
IX.	付属病院における監査結果（各論）.....	212
1.	病院の現状.....	212
(1)	茨城県立医療大学付属病院の運営状況.....	212
2.	付属病院の診療圏分析.....	215
3.	管理項目毎の監査結果.....	218
(1)	経営収支改善の方途.....	218
(2)	中長期経営計画の収支計画.....	225
(3)	人件費の区分の明確化.....	225
(4)	未収金管理.....	226
(5)	固定資産管理.....	230
(6)	棚卸資産管理.....	232
(7)	出納管理.....	234
(8)	部門別計算.....	234
(9)	繰出金.....	235
(10)	情報システム.....	235
(11)	委託契約管理.....	237
(12)	その他.....	238
X.	過年度包括外部監査結果に基づく措置状況と現状.....	241
1.	平成12年度包括外部監査結果に基づく措置状況と現状.....	241
2.	平成16年度包括外部監査結果に基づく措置状況と現状.....	274
3.	平成20年度包括外部監査結果に基づく措置状況と現状.....	276

## 包括外部監査の結果報告書

### I. 外部監査の概要

#### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び茨城県外部監査契約に基づく監査に関する条例の規定に基づく包括外部監査

#### 2. 選定した特定の事件

病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について

#### 3. 監査対象期間

平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）とする。ただし、必要に応じて過年度についても監査対象とし、平成 23 年度予算についても参考とする。

#### 4. 特定の事件を選定した理由

茨城県には県立中央病院、県立こころの医療センター（平成 23 年 3 月 31 日までは県立友部病院の名称であった）、県立こども病院、県立医療大学附属病院がある。

上記県立 4 病院の内県立中央病院、県立こころの医療センター、県立こども病院は平成 18 年 4 月より、地方公営企業法を全部適用し、知事部局の外に病院局を設置し、これを本庁として高度専門医療、特殊医療を提供している。

県立医療大学附属病院はリハビリテーション専門病院で、特別会計を設置して運営されている。

特定の事件として選定した理由は以下のとおりである。

(1)茨城県の平成 23 年度からの県政運営の指針となる「茨城県総合計画（いきいき いばらき生活大県プラン）」の生活大県プロジェクトとして今後 5 年間に重点的に推進すべき施策の第 1 番目に地域医療充実プロジェクトを掲げていて、この重大施策を担うのが県立 4 病院であるので、その財務事務の執行及び事業の管理運営を確認するためである。

(2)県立 4 病院について平成 12 年（平成 13 年 3 月報告）に包括外部監査の対象となり、平成 16 年（平成 17 年 2 月報告）に県立医療大学と附属病院が、平成 20 年（平成 21 年 2 月報告）に県立こども病院が指定管理者制度の運用状況の一環として対象となってきたが、その指摘及び意見の措置状況の確認をするためである。

(3)平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災において、茨城県は東北 3 県に次いで多くの被災をした。またそれに続く福島第一原子力発電所事故、また東日本大震災によって茨城県東海村の東海第二発電所も被害があり、原子炉が自動停止し、その後、定期検査

に入り、現在停止中である。東海第二発電所も津波の大きさによっては福島第一原子力発電所と同様に全電源喪失の危険性があったことも指摘され、東海第二発電所は何より、15km圏内に水戸市中心部、日立市中心部が入り、30km圏内には約100万人が居住している。(30km圏内の常住人口では日本の原子力発電所のなかで最大である。)

このような状況のもと、従来では予想しなかった非常事態について、茨城県の医療が十分対応できるのか、また、その備えは十分なのかは非常に重要で関心の高い論点であること。

(4)茨城県の逼迫した財政状況の上で今後の茨城県の病院事業が公益性を前提に効率性を発揮できていけるのかの検討が必要と考えたことである。

従って、これらの理由により、病院事業の財務事務が関係諸法令等に準拠して合规に遂行されているか、また、事業の管理運営事務が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するよう運用されているかどうかについて監査する必要性を認めため選定した。

## 5. 外部監査の方法

### (1) 実施した包括外部監査手続の概要

茨城県の病院事業の財務事務の執行および事業の管理運営が法令等に準拠し、公平かつ経済的、効率的に実施されていることを検証するため、関係法令、条例、規則および各種関係証憑の閲覧、担当者への質問、各病院の視察等を行った。

なお、監査手続は原則として試査により実施している。

### (2) 監査要点

#### ①経営改善のための取組みは十分行われているか

- ・経営情報が適時適正に作成、分析され、事業の運営に活用されているか。
- ・収入増加及び収支改善策・資金の確保対策は十分行われているか。
- ・経費削減・抑制策は十分行われているか。
- ・事業の経済性、効率性、有効性は十分考慮されているか。

#### ②再編・ネットワーク化

再編・ネットワーク化の現状の聴取と分析

#### ③経営形態の見直し

経営形態の見直しに関する検討は進んでいるか。

#### ④危機管理対策は十分か



(3) 主な監査手続

①ヒアリングの実施

病院往査の前に以下のヒアリング日程の通り実施し、監査に必要な情報、資料を入手し、説明を受けた。

実施日 平成23年8月24日(水)

時 間	対象機関	内 容
10:00～12:00	病院局	病院局所管3病院
13:00～14:00	病院局	病院局所管3病院
14:00～15:00	保健福祉部厚生総務課	県立医療大学附属病院
15:00～16:30	保健福祉部医療対策課	茨城県の医療行政

②現場視察の実施

以下の日程の通り、4病院の現場視察を行い、外来、入院の現況を視察、病院の施設、機器類の現況を確認、質問し必要な情報、資料を入手した。

実施日 平成23年9月15日(木)

(行程)

時 間	場 所
9:15	○県庁発
9:45	○こども病院着(水戸市双葉台3-3-1) 院内視察 1時間
10:45	○こども病院発
11:15	○中央病院着(笠間市鯉淵6528) 院内視察 1時間
12:15	(昼食休憩:各自)
13:15	○中央病院発
13:25	○こころの医療センター着(笠間市旭町654) 院内視察 1時間35分
15:00	○こころの医療センター発
16:00	○医療大学付属病院着(稲敷郡阿見町阿見4733) 院内視察 1時間
17:00	○医療大学付属病院発
18:00	○県庁着

③会議録の閲覧

主要会議、関連委員会、外部識者による検討委員会等の要綱を確認し、議事録を閲覧

④茨城県保健医療計画等の閲覧、検討

茨城県保健医療計画、公立病院ガイドラインに基づく茨城県の県立病院改革プラン、アクションプラン等の資料閲覧

⑤診療圏分析

診療圏分析による茨城県の再編・ネットワーク化の取組み施策に関する検証、医療連携施策に関する検証

⑥決算処理

決算処理及び決算書の適正性の検証

⑦業績分析

過去3期の決算の比較分析及び類似病院との比較分析

⑧固定資産

固定資産の稼働状況、利用状況に関する資料収集、現場視察、実査

⑨薬品、診療材料

薬品、診療材料の計上の妥当性、管理状況の検討

⑩現金預金

現金及び預金通帳、証書の往査日における実査、残高証明書による間接確認

⑪未収金等債権

診療報酬等未収金の残高妥当性分析及び管理体制確認

⑫IT

ITに関連するセキュリティの十分性の検討

⑬患者アンケートの閲覧

病院が実施した患者アンケートを閲覧

⑭外部監査チームによる検討

6. 外部監査の実施時期

平成23年7月12日から平成24年1月31日まで

7. 外部監査の実施者

包括外部監査人	公認会計士	小林保弘
包括外部監査人補助者	公認会計士	蛭田清人
	公認会計士	萩谷孝男
	公認会計士	山崎 修
	公認会計士	櫻井友也

公認会計士	中村岳広
公認会計士	小笠原隆
公認会計士	高橋博之

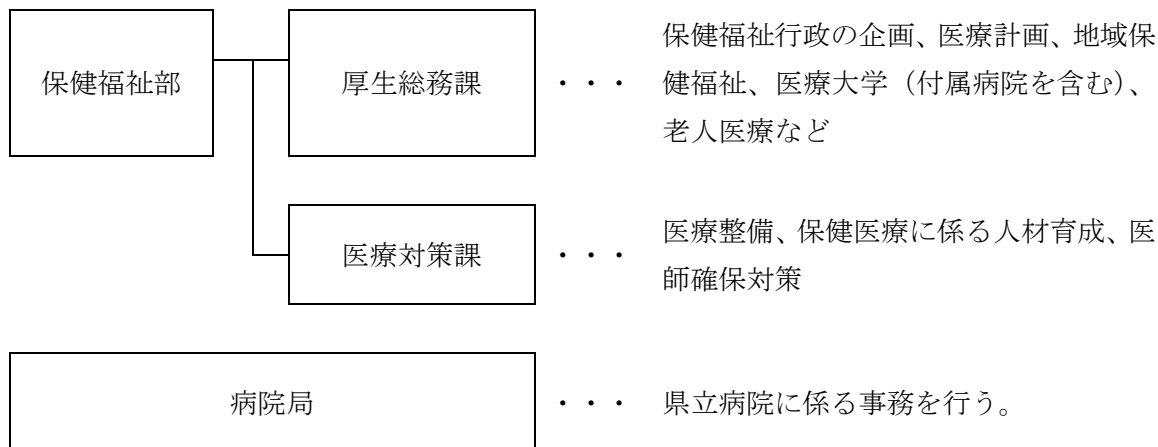
#### 8. 利害関係

選定した特定の事件について、包括外部監査人ならびに補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 報告書文中、あるいは表の合計金額は、端数処理の関係で内訳金額の合計と一致しない場合がある。

## II. 外部監査の対象の概要

### 1. 茨城県における医療政策や県立病院経営に関わる組織概要



### 2. 厚生総務課の概要

#### (1)業務内容

##### 1) 医療法関係手続き

医療法人の設立・運営など医療法に関する手続きについて所管している。

##### 2) 統計・指標

保健・医療に関する統計調査やその結果、指標などを公開している。

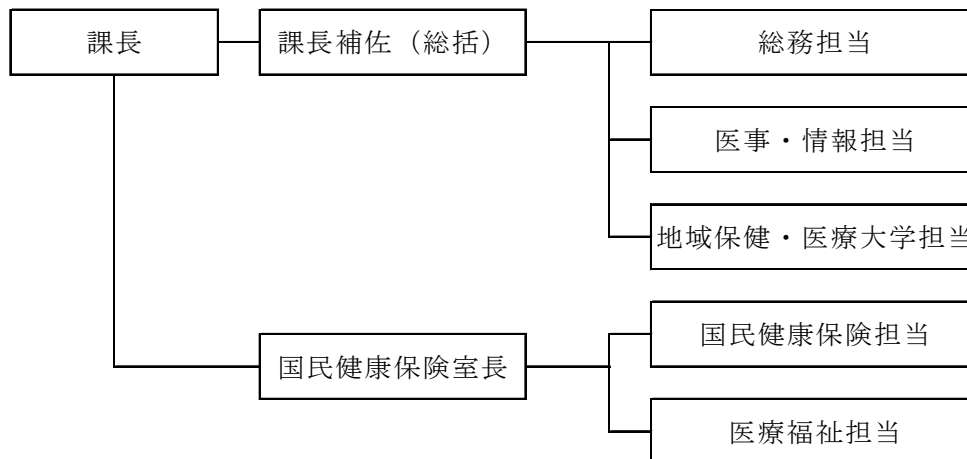
##### 3) いばらきユニバーサルデザイン

誰もが快適に生活できる社会の実現を目指してユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施策を推進している。

##### 4) 地域保健

障害のある方、高齢者及びその家族が住み慣れたところで、安全に、いきいきとした生活が送れるように地域の医療、保健、福祉の連携を目指している。

#### (2)組織



### 3. 病院局及び経営管理課の概要

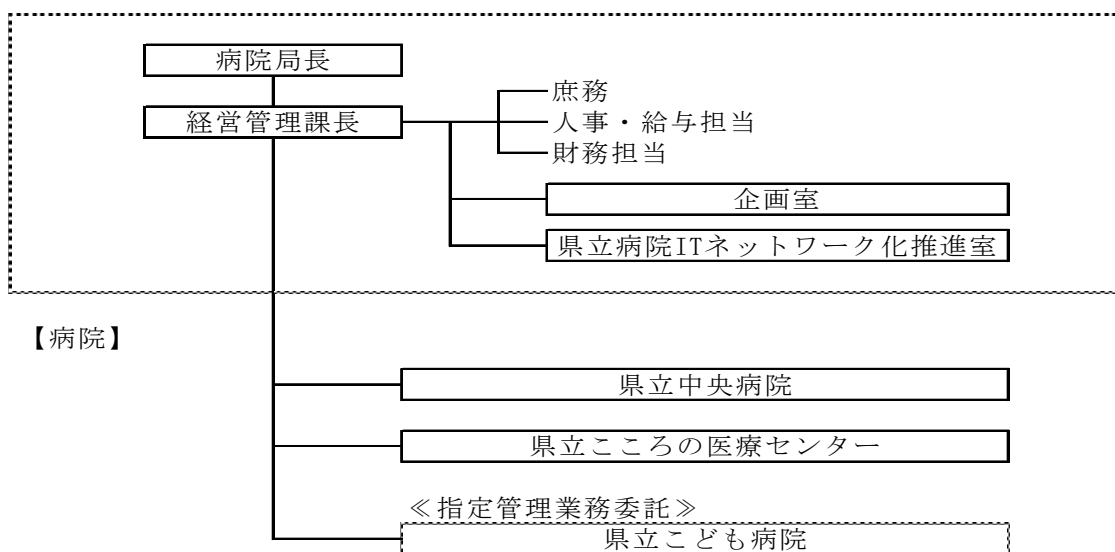
#### (1)業務内容

茨城県の病院局は、茨城県病院事業の設置等に関する条例に基づき茨城県立中央病院、茨城県立こころの医療センター及び茨城県立こども病院の運営を行っている。

#### (2) 組織 (H23.4.1 現在)

【本局】

病院事業管理者



### 4. 医療対策課の概要

#### (1)業務内容

##### 1)医療整備に関すること。

- ・救急医療体制の整備に関すること。
- ・小児・周産期医療体制の整備に関すること。
- ・災害医療体制の整備（災害時応急医療活動）に関すること。災害拠点病院の施設整備に関すること。
- ・へき地医療対策に関すること。
- ・公的医療機関（日本赤十字社・社会福祉法人恩賜財団済生会・茨城県厚生農業協同組合連合会）及び民間病院等の施設及び設備の整備に対する助成に関すること。

##### 2)医療従事者の人材育成に関すること。

- ・保健師、助産師、看護師及び准看護師に関すること。
- ・看護師等修学資金に関すること。
- ・あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関すること。
- ・診療放射線技師、診療エックス線技師、衛生検査技師、視能訓練士及び言語聴覚士に関

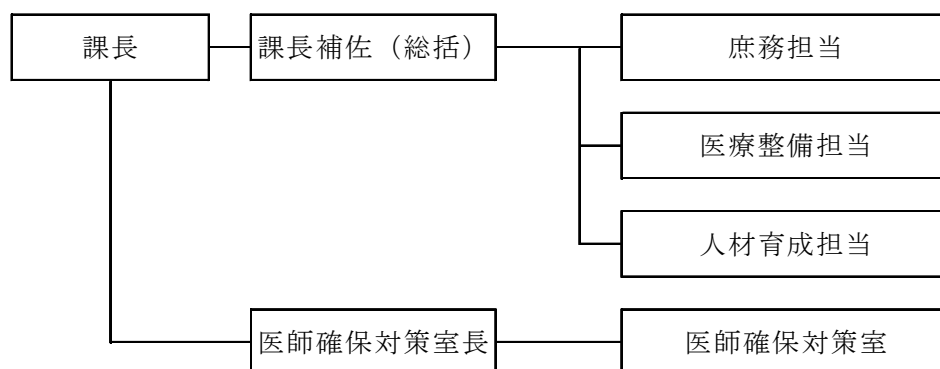
すること。

- ・理学療法士及び作業療法士に関すること。
- ・歯科衛生士及び歯科技工士に関すること。
- ・看護教育財団の指導に関すること。
- ・看護専門学校に関すること。

### 3) 医師確保に関すること。

- ・医師確保総合対策の実施に関すること。
- ・自治医科大学に関すること。

## (2) 組織



## 5. 各県立病院の会計単位と組織の関係

決算書	会計単位	組織	地方公営企業法会計
茨城県公営企業会計 決算書 (病院事業)	本庁事業	病院局	適用している
〃	中央病院事業	県立中央病院	適用している
〃	友部病院事業	県立友部病院 (現在は、こころの医療センターの名称となっている。)	適用している
〃	こども病院事業	県立こども病院	適用している
茨城県歳入歳出決算書	特別会計	県立医療大学附属病院	適用していない

## 6. 茨城県立中央病院（総合病院）の概要

### (1) 開設者

茨城県

### (2) 病院の機能

全県域を対象として、他の公立、公的、民間病院等との連携協力と役割分担をしながら、地域がんセンターを併設し、難治性がんなどの高度医療を提供するとともに、へき地医療、結核医療及び救急医療の提供を行っている。

また、臨床研修指定病院として、研修医師の受け入れや看護学生の実習への協力を行っている。

### (3) 病床数及び職員数

500床（一般病床：475床（内がんセンター100床、結核病床25床）、稼働病床数500床）

- ・H21.4.1 609名（医師90名（後期研修医含む） 看護師373名）
- ・H22.4.1 614名（医師88名（ 〃 ） 看護師384名）
- ・H23.4.1 653名（医師92名（ 〃 ） 看護師415名）

### (4) 診療科目

内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、血液内科、腎臓内科、内分泌・糖尿病内科、腫瘍内科、小児科、外科、呼吸器外科、消化器外科、血管外科、乳腺外科、整形外科、皮膚科、形成外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、頭頸部外科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、救急科、病理診断科、脳神経外科、麻酔科、精神科、リウマチ科

### (5) 施設等の概要

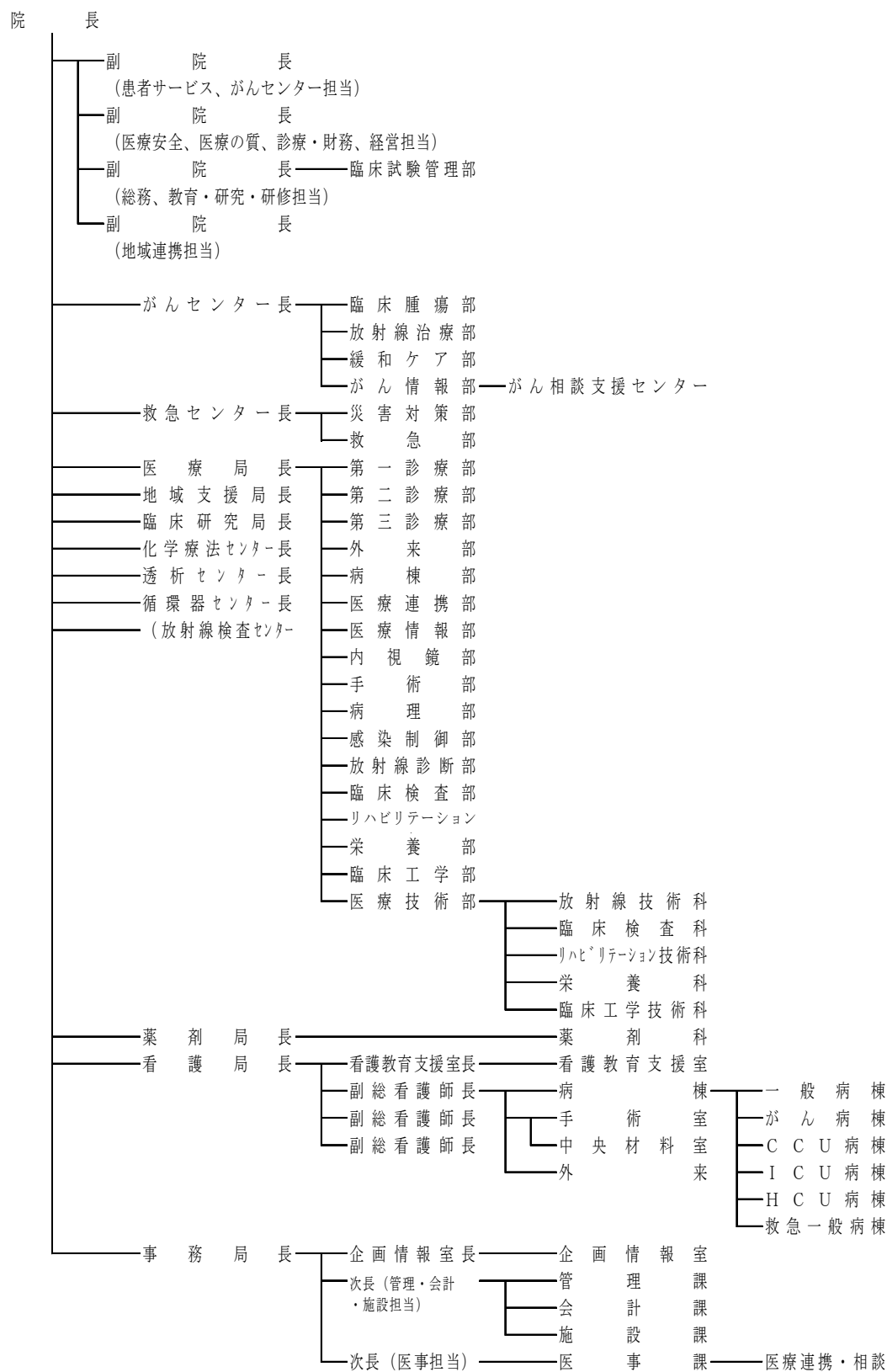
敷地面積	57,870 m <sup>2</sup>
延床面積	41,186 m <sup>2</sup>
建物外観	



(6) 沿革

昭和 31 年	1 月	茨城県立友部療養所開設
32 年	10 月	茨城県立中央病院と改称
36 年	10 月	産婦人科外 7 科開設し総合病院となる
52 年	3 月	救急告示病院に指定
61 年	8 月	改築工事着工 63 年 6 月新病院開設
平成 5 年	4 月	臨床研修病院に指定
7 年	4 月	地域がんセンター開設
9 年	1 月	災害拠点病院に指定
9 年	4 月	500 床稼働
9 年	6 月	臓器移植法による臓器提供施設に該当
11 年	12 月	難病医療拠点病院の指定
18 年	3 月	P E T / C T 稼働開始
19 年	1 月	相談支援センター開設
19 年	11 月	救急ブース拡張
20 年	2 月	都道府県がん診療連携拠点病院の指定
20 年	12 月	化学療法センター、透析センター開設
21 年	4 月	放射線検査センター開設、D P C 導入
21 年	8 月	7 : 1 看護基準取得
22 年	3 月	電子カルテシステム運用開始
23 年	2 月	救急センター開設
23 年	4 月	循環器センター開設、ヘリポート稼働開始

(7) 組織 (H23.9.1 現在)



## 7. 茨城県立こころの医療センター（精神科病院）の概要

### (1) 開設者

茨城県

### (2) 病院の機能

精神医療の基幹病院として、精神障害者の診断治療から社会復帰までの一貫した医療を提供すると共に、政策医療として、精神科救急医療、児童・思春期医療の実施や医療観察法に基づく鑑定入院患者及び指定通院患者の受け入れを行っている。

また、外来患者への精神科デイケアを行っている。

### (3) 病床数及び職員数

537 床（稼働病床数 286 床）

・ H21. 4. 1 223 名（医師 14 名 看護師 159 名）

・ H22. 4. 1 225 名（医師 14 名 看護師 161 名）

・ H23. 4. 1 235 名（医師 15 名 看護師 171 名）

### (4) 診療科目

精神科、心療内科

### (5) 施設等の概要

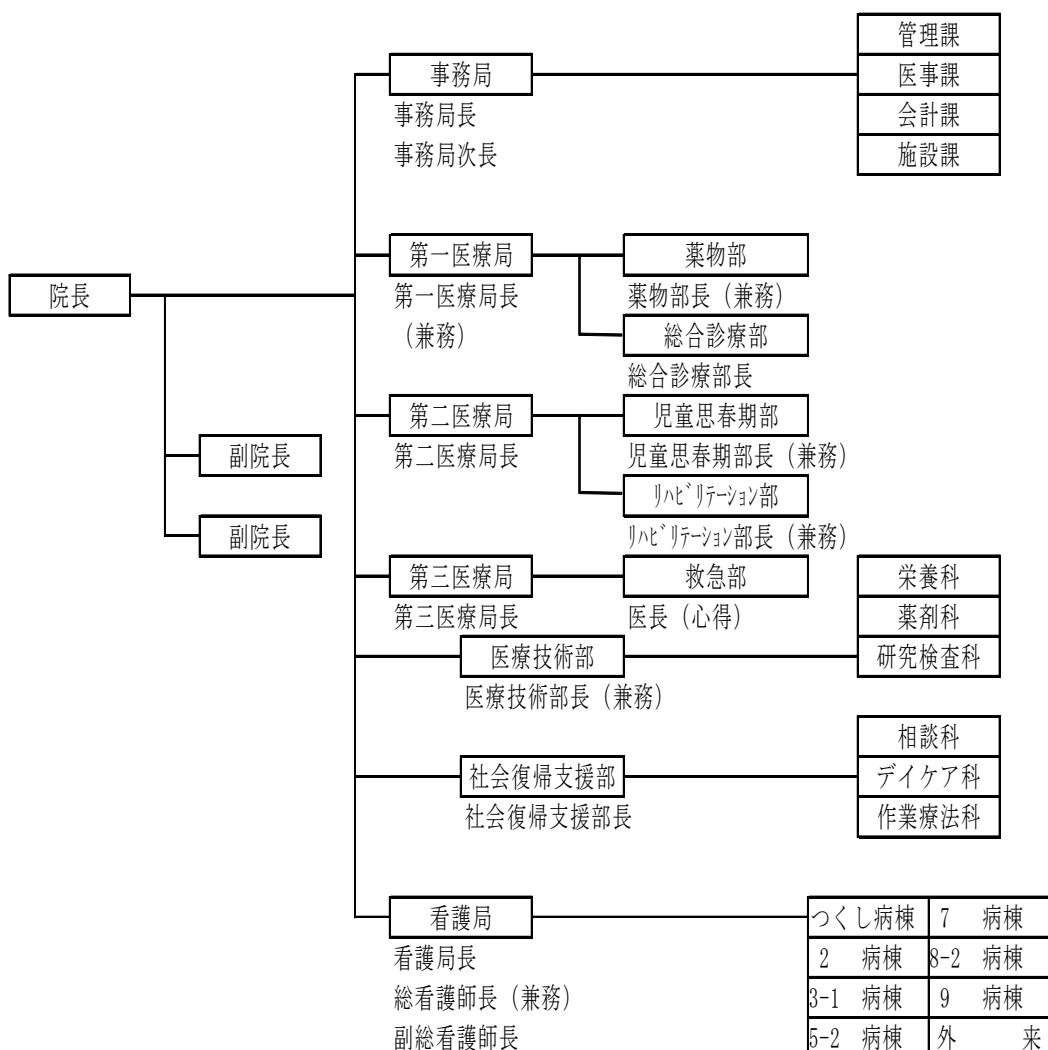
敷地面積	128,683 m <sup>2</sup>
延床面積	19,684 m <sup>2</sup> (H23 新病棟オープン前)
建物外観 (新病棟)	

### (6) 沿革

昭和 25 年	5 月	茨城県立内原精神病院開設
35 年	8 月	茨城県立友部病院開設
50 年	12 月	デイ・ケアセンター竣工
61 年	3 月	レクリエーションセンター竣工

平成元年	10月	応急入院指定病院に指定
7年	8月	訪問学級開始（友部東養護学校）
8年	10月	精神科救急業務開始（休日・昼間）
14年	7月	児童思春期病棟開設
16年	3月	精神科救急（平日夜間）開始
17年	7月	医療観察法による鑑定入院医療機関の受け入れ及び通院 医療機関の指定
19年	4月	警察官通報に基づく自傷他害の恐れのある精神障害者の 24時間365日措置入院対応開始
20年	8月	精神科救急入院科（スーパー救急）の取得
21年	8月	新病院新築工事着工
23年	1月	新病院引渡し
	4月	「茨城県立こころの医療センター」に改称

(7) 組織 (H22.4.1 現在)



8. 茨城県立こども病院 (小児病院) の概要

(1) 開設者と運営者

① 開設者

茨城県

② 運営者

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部茨城県済生会

(2) 病院の機能

本県における小児医療の中核的な専門病院として、低出生体重児・新生児及び乳幼児の重篤・難治な患者に対する医療の提供、小児白血病等への骨髄移植や臍帯血移植の実施や小児心臓血管外科による小児開心手術を行っている。

また、平成 16 年 8 月から小児救急医療拠点病院として小児の救急医療に対応している。

(3) 病床数及び職員数

115 床（新生児科 40 床 内科・外科 75 床（稼働病床数 108 床（新生児科 39、内科・外科 69））

- ・ H21.4.1 212 名（医師 28 名 看護師 151 名）
- ・ H22.4.1 225 名（医師 31 名 看護師 159 名）
- ・ H23.4.1 250 名（医師 29 名 看護師 183 名）

(4) 診療科目

小児内科、新生児内科、小児血液腫瘍内科、小児循環器内科、小児神経心療内科、小児内分泌・代謝内科、小児感染症内科、小児腎臓内科、小児アレルギー科、小児外科、新生児外科、小児泌尿器科、小児脳神経外科、心臓血管外科、麻酔科、放射線科

(5) 施設等の概要

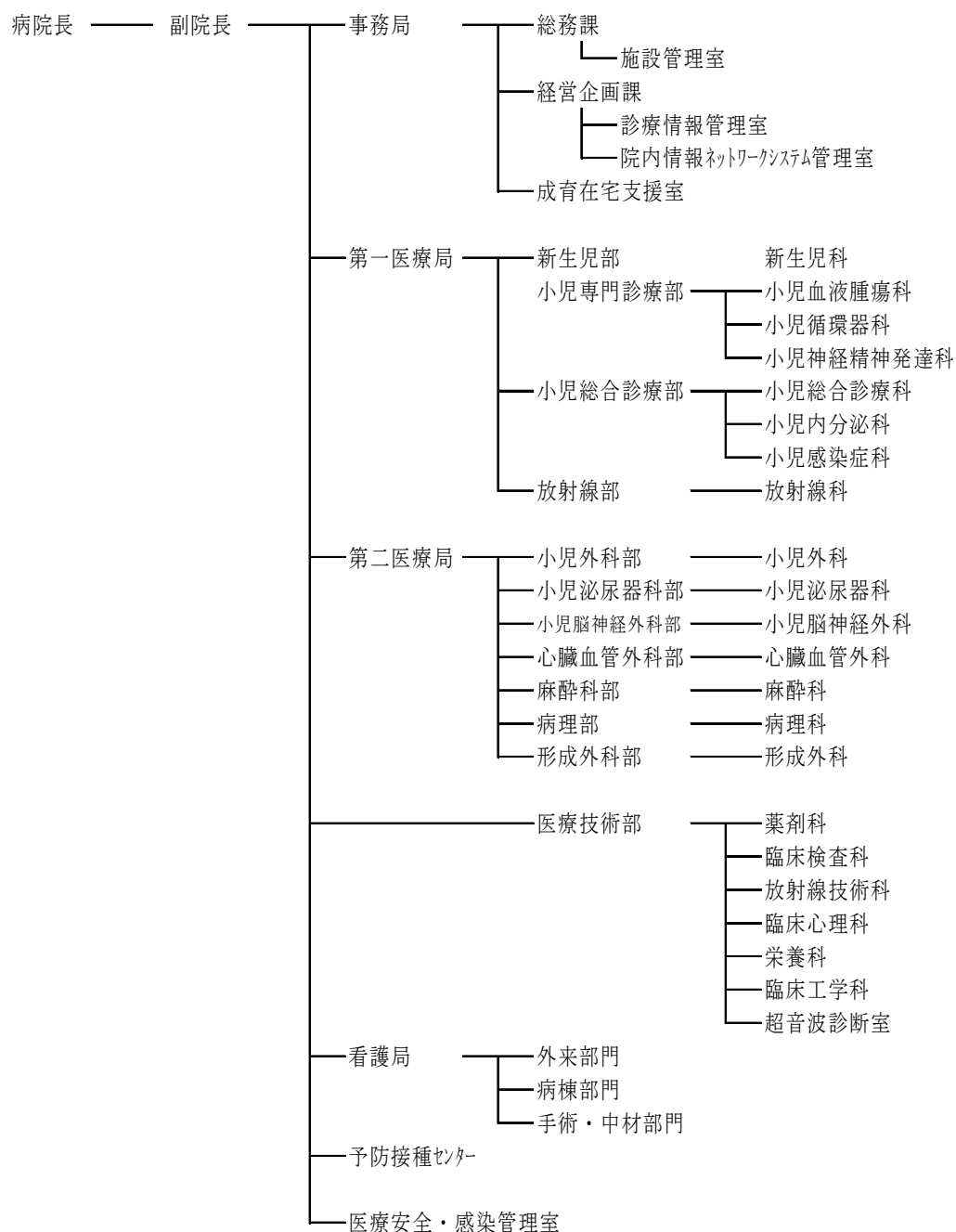
敷地面積	39,495 m <sup>2</sup>
延床面積	13,904 m <sup>2</sup>
建物外観	

(6) 沿革

昭和 60 年	4 月	茨城県立こども病院開設
63 年	3 月	無菌室完成 (22.6 m <sup>2</sup> ) 骨髄移植開始(同 6 月)
平成 2 年	8 月	臨床修練病院の指定
8 年	3 月	増床工事完了
9 年	4 月	100 床稼働
10 年	6 月	臍帯血移植開始
10 年	6 月	心臓血管外科開設
11 年	8 月	ファミリーハウス運営開始
16 年	8 月	小児救急業務開始
18 年	4 月	恩賜財団済生会へ指定管理業務委託
18 年	4 月	発達障害外来開設
19 年	4 月	成育在宅支援室設置
20 年	4 月	予防接種センター開設

21年	5月	G C U増床 (24→27床)、108床稼働
22年	5月	ファミリーハウス新築棟運用開始
22年	6月	増築棟運用開始
22年	7月	脳神経外科手術の本格開始
22年	11月	N I C U増床 (12→15床)
23年	2月	電子カルテシステム運用開始

(7) 組織



9. 茨城県立医療大学附属病院の概要

(1) 開設者

茨城県

(2) 病院の機能

リハビリテーション専門病院として、医療機関からの紹介予約制により脳血管障害、脊髄損傷、外傷等の専門的リハビリテーション適応患者に対する医療の提供のほか、教育病院



として学生の臨床教育実習やリハビリテーション医療の研究を行っている。

また、県指定の「地域リハビリテーション支援センター」として、県のリハビリテーション医療の普及・整備、地域リハビリテーション体制の発展に中心的な役割を果たしている。

### (3) 病床数及び職員数

120床（成人2病棟，小児1病棟）

・H21.3.31 231名（医師26名 理学療法士27名 作業療法士26名 言語聴覚士4名 臨床心理士4名 リハビリ補助4名 薬剤師3名 栄養士2名 臨床検査技師3名 診療放射線技師16名 看護師102名 MSW3名 事務職11名）

・H22.3.31 244名（医師26名 理学療法士33名 作業療法士28名 言語聴覚士6名 臨床心理士5名 リハビリ補助4名 薬剤師3名 栄養士2名 臨床検査技師3名 診療放射線技師17名 看護師103名 MSW3名 事務職11名）


・H23.3.31 254名（医師27名 理学療法士33名 作業療法士32名 言語聴覚士5名 臨床心理士4名 リハビリ補助4名 薬剤師3名 栄養士2名 臨床検査技師3名 診療放射線技師16名 看護師108名 保育士1名 MSW3名 事務職13名）

（注）職員数には、大学兼務職員、非常勤嘱託職員等含む。

### (4) 診療科目

リハビリテーション科，内科，整形外科，神経内科，小児科，精神科（デイケア），麻酔科，放射線科，泌尿器科，歯科，眼科，耳鼻咽喉科，皮膚科，外科，婦人科

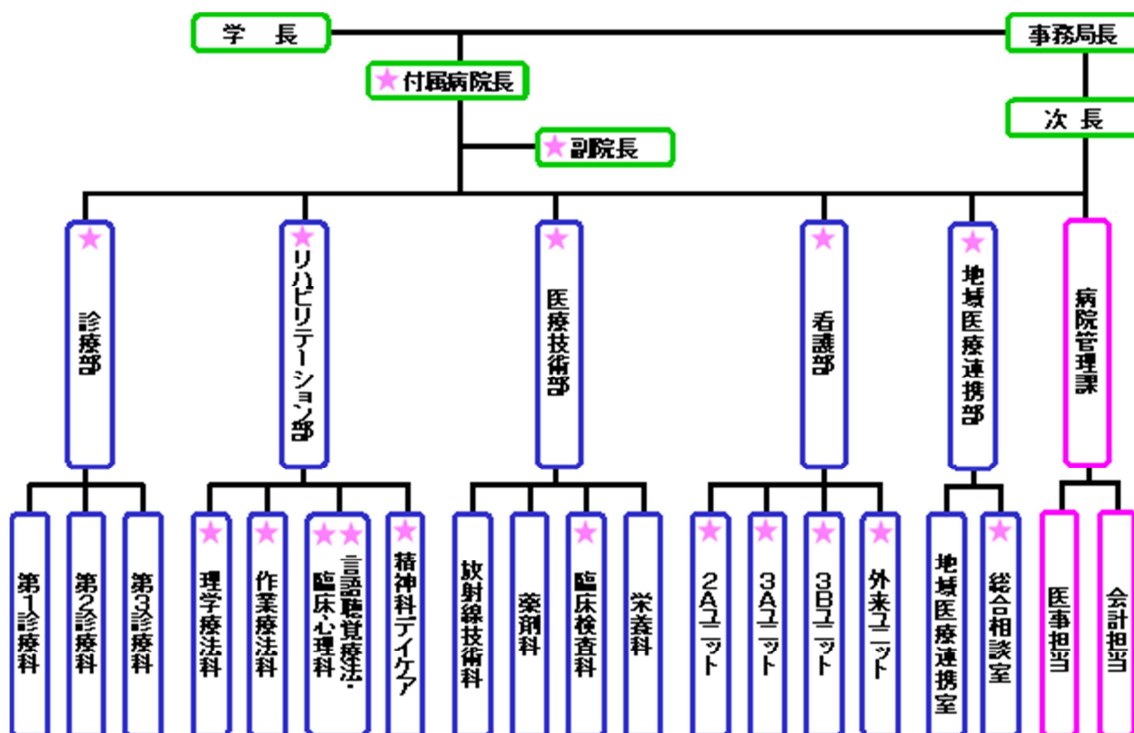
(5) 施設等の概要

敷地面積	20,184 m <sup>2</sup>
延床面積	13,450 m <sup>2</sup>
建物外観	

(6) 沿革

平成 8 年	12 月	開院（大学開学 平成 7 年 4 月）
平成 9 年	4 月	100 床稼働（成人系 90 床、小児系 10 床）
平成 11 年	7 月	120 床稼働（成人系 90 床、小児系 30 床）
平成 12 年	8 月	茨城県地域リハビリテーション支援センターの指定
平成 20 年	2 月	電子カルテシステム導入 病床再編、120 床稼働（成人系 93 床、小児系 27 床）
平成 21 年	8 月	茨城県小児リハ推進センターの指定

(7) 組織



### III. 茨城県の医療対策

第五次医療法改正（平成19年4月1日施行）は、従来の施設規制法の性格が強い医療法から患者の視点に立って患者の利益を保護し、良質な医療を効率的に提供する事を目的としている。そして「医療は患者を中心に医療提供施設がその役割に応じて効率的に福祉とも連携を図りながら提供されなければならない」としている。

#### 医療法総則

##### （目的）

第一条 この法律は、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項、医療の安全を確保するために必要な事項、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備並びに医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することを目的とする。

##### （医療提供の理念）

第一条の二 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。

2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等において、医療提供施設の機能（以下「医療機能」という。）に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

第一条の三 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。

#### 1. 政策医療として改正の主なポイント

##### (1) 患者等への医療に関する情報提供の推進

患者等が医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう支援する。そのために医療機関の管理者に対し、医療機関の医療機能に対する「一定の情報」について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が情報を集約してわかりやすく提供する仕組みを創設する。

##### (2) 医療計画制度の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進

医療計画制度を見直し、地域連携クリティカルパスの普及等を通じ、医療機能の分

化・連携を推進し、切れ目のない医療を提供する。具体的には、医療計画を通じ、がん対策、脳卒中对策、小児救急対策などの主要な事業ごとに医療連携対策を構築することによって、医療機関相互の連携の下で、適切な医療サービスが切れ目なく提供され、早期に在宅生活に復帰できるようにすることである。

4 疾病 5 事業（脳卒中对策、がん対策、急性心筋梗塞対策、糖尿病対策、小児救急医療対策、救急対策、災害対策、周産期対策、へき地医療対策）ごとの医療体制が疾患別に対策が示されている。

※クリティカルパス＝良質な医療を効率的、かつ安全、適正に提供する為に開発された診療計画表。（参考：新しいクリティカルパスを用いた地域医療）

※地域連携パス＝急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いる表（糖尿病事例：医師用、患者用）。

#### ○医療安全確保の体制確保の義務付け

法律上の規定の新設：病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療安全確保の為に指針策定、従業者に対する研修実施、その他の医療安全を確保する為の措置を講じなければならない。医療法施行規則において、病院、診療所又は助産所の管理者に対して、以下の項目を義務付けている。

- ・安全管理体制の整備
- ・院内感染制御体制の整備
- ・医薬品、医療機器の安全使用のための管理体制の整備

#### (3) 地域や診療科による医師不足問題への対応

へき地等の特定地域、小児科、産科などの特定の診療科における医師不足の深刻化に対応し、医師等医療従事者の確保策を強化する。

#### (4) 医療法の看護師配置標準等の見直しと療養病床の再編成

厚労省は「良質で安心・信頼のできる医療サービスの提供」を図る一環として、「医療法施行規則の一部を改正する省令」により医療法施行規則の改正を行い、療養病床における看護師及び准看護師並びに看護補助者に係る人員配置基準の引き上げを行った（平成23年度末までの経過措置有）。また平成18年度の医療制度改革において、医療費の適正化を推進する計画に関する制度が創設され、医療の必要性が低い患者が利用している療養病床を介護保険施設等に転換させるなど「医療の必要性に応じた療養病床の再編成」を行い、平成24年度末には療養病床を21万床にする目標値を設定した。しかしながら、計画に則して再編成を推進することが実態にそぐわないのではないかとの懸念があることから、療養病床に係る目標は凍結し、目標数へ向けた機械的な削減は行わないこととしている。

このような国の施策を受けて茨城県総合計画の生活大県プロジェクトでは下記のような医療体制づくりをめざしている。

# 1 地域医療充実プロジェクト

## 【プロジェクトの目的】

地域医療に従事する医師等の確保を促進するとともに、限られた医療資源を有効に活用するため、医療機関の役割分担のもとに連携を進め、どこに住んでいても、安心して質の高い適切な医療を受けられる体制づくりを推進します。

## 【主な取組内容】

### ○ 医師等の医療従事者の確保

全国的に医師不足が大きな課題となっている中、県内外の医科大学への寄附講座の開設など医科大学との連携により医師確保を図るほか、医学部への茨城県地域枠の設置や高校生に対する医学部進学支援などにより人材の育成を進めるなど、総合的な医師養成・確保対策を推進します。

また、看護職員などの保健医療従事者についても、県立看護師等養成施設や県立医療大学の充実のほか、病院内保育所に対する支援等による県内定着や再就業の支援などにより、質の高い保健医療従事者の養成・確保を推進します。

### ○ 救急医療（搬送）体制の充実

救命救急センターの整備をはじめ、消防機関と医療機関の情報共有、ドクターヘリの隣接県との広域利用などによる有効活用の促進、幹線道路網の整備等による救急医療機関へのアクセス確保などに取り組み、救急医療・搬送体制の充実を図ります。

### ○ 生活習慣病対策の充実

若年期からの運動習慣の普及や食生活の改善などを図り、生涯にわたる健康管理や健康増進への取組を支援し、生活習慣病の予防対策を推進します。

### ○ がん対策の充実

がんに関する正しい知識と予防の普及啓発、がん検診の推進を図るとともに、がん診療連携拠点病院を中心とした質の高いがん医療の提供体制の整備などにより、総合的ながん対策を進めます。

### ○ 感染症対策の充実

新型インフルエンザなどの感染症の予防やまん延防止のための各種取組を推進するとともに、エイズ・感染症に関する正しい知識の普及啓発、相談・検査体制の充実を図ります。

### ○ 医療機関の役割分担と連携の推進

身近な地域で日常的な医療サービスが受けられ、健康相談等もできる「かかりつけ医」の普及・定着を進めるとともに、中核的な医療施設を拠点とした保健医療の充実を図り、医療機能の分担・連携によって各地域において切れ目のない医療を受けられる体制づくりを進めます。

## 2. 救急医療体制等の整備

県では、下記のような基本的な考えのもとで医療体制の充実に努めている。

### [1] 救急医療体制の充実

#### 救急医療体制の整備

県民がいつでもどこでも安心して適切な救急医療が受けられるよう、体系的に救急医療体制を整備するとともに、迅速かつ円滑に救急搬送が行えるよう、新たな救急医療情報システムの運用を図る。

平成22年7月から運航を開始したドクターヘリの更なる有効活用を図るため、今年度から栃木、群馬両県と県境地域における相互利用を開始するなど、広域連携を推進する。

また、県北地域における救急医療体制の充実強化を図るため、(株)日立製作所日立総合病院の救命救急センターの整備を支援するなど、第三次救急医療体制の一層の充実を図る。

さらに、軽症患者の受け皿となる休日夜間急患センターの整備拡充など、初期救急医療体制の充実を図るとともに、救急医療の適正利用を推進するため、県民に対する普及啓発に努める。

### [2] 災害時における医療

#### 災害医療対策の推進

地震、津波などの自然災害、列車・航空機事故などの交通災害、大火災等の大規模災害時に被災した地域への適切な医療支援等を行えるよう、災害拠点病院を中心とした医療体制を充実する。

また、災害拠点病院等の医療機関の耐震化を推進し、災害発生時における適切な医療提供体制の維持を図る。

さらに、大規模災害発生時に多数傷病者や重篤な救急患者に迅速かつ適切な医療が行えるよう、災害研修会やDMATの実働訓練を行う。

### [3] へき地医療

#### へき地医療の確保・充実

へき地における医療を確保するため、へき地医療支援機構のもとで協議調整を図り、へき地医療拠点病院からの医師の派遣や、へき地診療所への運営支援などにより、総合的なへき地医療対策を推進する。

### [4] 周産期医療

#### 総合周産期母子医療センターを中心とする周産期医療体制の充実・強化

妊娠、出産から新生児にいたる高度専門医療を適切に提供できるよう、周産期医療体制整備計画に基づき、総合周産期母子医療センターを中心とした周産期医療体制の充実・強化を図る。

また、総合周産期母子医療センターにおける周産期搬送コーディネーターの配置及び各消防本部への新生児搬送用保育器の配備等により、妊産婦及び新生児救急患者の迅速、円滑な搬送受入体制の充実を図る。

#### 地域の安全・安心な出産の場の確保

助産師を活用した院内助産所及び助産師外来の開設を促進するとともに、産科医及び新生児を担当する医師等の処遇改善を通じてその確保、定着を図ることににより、身近な地域で出産できる場の確保を図る。